

学校における情報通信ネットワークの適切な利用について（通知）

教職第794号
教私第376号
教学第1371号
平成12年1月31日

教育事務所長
市町村教育委員会教育長
各小・中・高等学校長
盲・年・養護学校長
教育委員会出先機関の長

）様

岐阜県教育委員会
教育長 日比治男

学校における情報通信ネットワークの
適切な利用について（通知）

このことについては、これまでに平成10年1月7日付け教学第1457号「著作権法の一部を改正する法律について」により、ネットワークの発達に対応しながら著作権の保護に配慮いただくようお願いをしているところでありますが、近年の情報通信ネットワークの急激な普及に伴い、新たに、情報通信ネットワークを用いた人権侵害や違法な販売との関わり等の問題の発生が強く懸念されます。

このため、各学校においては、社会の中で情報や情報技術が果たしている役割や情報モラル、情報発信に対する責任等を十分に踏まえ、教職員への啓発、児童生徒に対する教育等、学校全体でコンピュータや情報通信ネットワークが適切に利用されるよう取組をお願いします。

別添

情報通信ネットワーク上での不適切な行為の例

- 1 不正アクセス 他人のパスワードを盗用するなどして不正にコンピュータにアクセスする行為（不正アクセス行為及び他人にパスワードを教えるなどして不正アクセスを助長する行為は不正アクセス行為の禁止等に関する法律によって禁じられている。）
 - 2 不正コピー 著作物を著作者に舞断で違法に複製する行為
 - 3 ソフトウェア 不正に複製したソフトウェアや不正に入手した起動パスワードを使用して、ソフトウェアを使用する行為（著作権の侵害となる。）不正使用
 - 4 マルチ商法 新規会員から上納金を徴収する方式で会員を増やせば金儲けできると偽って、次々に参加者を募集する行為
 - 5 方便-侵害 個人の秘密を不正に入手したりあばいたりする行為
 - 6 誹謗・中傷 他人を悪く言う行為、故意にありもしないことを言って他人の名誉を傷つける行為
 - 7 差別 正当な理由なしに、あるものを他のものよりも低く扱う行為
 - 8 なりすまし 他人の名前や電子メールアドレスをかたって偽造のメッセージを送るなど、他人になりすます行為
 - 9 デマ 真実でない情報を流布する行為
 - 10 くもがくれ Web ページで商品の販売を行う商店などが、代金の支払いを受けたあとで商品を引き渡さず、連絡もとれなくなってしまうこと
 - 11 クラッキング 不正にコンピュータにアクセスし、データの破壊などの被害を与える行為
- 情報通信ネットワーク上での不正行為に関連する主な法令

1 不法行為全般

- ・民法 709条[不法行為の要件と効果]の規定により、故意又は過失によって他人の権利を侵害した者は、これによって生じる損害を賠償する責任が課せられる。不法行為にはプライバシー侵害なども含まれる。

2 虚偽の情報の公開等

- ・刑法 230条(名誉毀損), 231条(侮辱), 233条(信用毀損及び業務妨害)
- ・証券取引法 158条[風説の流布, 偽計利用等の禁止]

3 わいせつな表現

- ・刑法 175条(わいせつ物頒布等)
- ・風俗営業法 映放送信型性風俗特殊営業者の届け出義務
- ・関税定率法 輸入禁制品の指定
- ・児童買春・児童ポルノ処罰法

4 不正アクセス, パスワード漏洩

- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律

5 電子商取引など

- ・民法 95条[錯誤], 96条[詐欺と脅迫による意思表示]
- ・訪問販売法
- ・割賦販売法
- ・刑法 246条の2(電子計算機使用詐欺罪), 185条(賭博)
- ・無限連鎖講防止法

6 業務妨害, 窃盗, 恐喝, 偽造

- ・刑法 233条(信用毀損及び業務妨害), 234条の2(電子計算機損壊等業務妨害), 249条(恐喝), 235条(窃盗), 134条(秘密漏示), 155条(公文書偽造等), 158条(偽造公文書行使等), 159条(私文書偽造等), 161条の2(電磁的記録不正作出及び供用)
- ・電波法 106条(虚偽の通信)

7 知的所有権

- ・著作権法, 特許法, 意匠法, 実用新案法, 商標法, 不正競争防止法など